

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年（ワ）第 32358 号
損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟 外 247 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

(ミラーサイト (同和地区.com) に関する被告らの責任)

2019年11月6日

準 備 書 面 13

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健 夫



同 山本 志 都



同 指宿 昭 一



同 中井 雅 人



原告らは、ミラーサイト (同和地区.com) に関する被告らの責任について述べる。

1 従前の主張の整理

原告らは、原告ら準備書面4の16～34頁・原告ら準備書面7の12～14頁におい

て、ミラーサイト（同和地区.com）記事掲載に対する被告らの責任について主張した。

訴状別紙目録3の部落解放同盟関係人物一覧（「同和地区 みんな」に掲載）と、そのミラーサイト（「同和地区.com」に掲載）の掲載内容の比較、掲載時期、提訴時期等から、被告らがミラーサイト（同和地区.com）への掲載内容の変更をしていること（少なくとも、被告らが掲載内容の変更に深くかかわっていること）を述べた（原告ら準備書面4の16～34頁）。また、被告らは「全国部落調査」を執拗に出版ないし公開しようとしており、原告らへの権利侵害を行おうとする意思は強固であり（原告ら準備書面4の35～40頁）、ミラーサイト（同和地区.com）への「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」の掲載に被告らが関与していることが強く推認される。さらに、被告らの主張立証活動から被告らが「部落解放同盟に対して相当な恨みを持ち、なおかつ部落解放運動にかなり精通している」ことは明白であり、被告らによるミラーサイト（同和地区.com）に関与していないとの主張内容が、むしろ被告らがミラーサイト（同和地区.com）の運営ないし同ウェブサイトへの書き込み等の関与をしていることをますます疑いのないものになっている（原告ら準備書面7の12～14頁）。

原告らは、これらの主張立証により、ミラーサイト（同和地区.com）記事掲載に対する被告らの責任は十分認められると考えるが、以下念のため、仮に被告らがミラーサイト（同和地区.com）に記事を掲載する等の関与が認定できなかつたとしても、元サイトを作成したことに伴い損害賠償責任を負うことを述べる。

2 相当因果関係が認められること

（1）民法・刑法における相当因果関係の判断

伝統的な刑法学・民法学及び民事実務・刑事実務においては、因果関係とは、相当因果関係であるとされてきた。

他方、刑法判例の因果関係判断の手法について、「行為の危険性が結果へと現実化したか」（危険の現実化）が基準とされていると考えるのが通説的な見解である（山口厚『刑法総論

〔第2版〕有斐閣 60 頁、橋爪隆「論点講座 刑法総論の悩みどころ」『法学教室』2014 年 4 月 No403 84 頁、最決平成 22 年 10 月 26 日 刑集 64 卷 7 号 1019 頁等)。①行為の危険性は、行為時に存在した事情を基礎に客観的に判断され、②因果経過の経験則的通常性自体には独自の意味はなく、それが欠ける場合であっても、行為の危険性の結果への現実化が肯定される（前掲山口 60 頁）。民法分野においても、こうした危険の現実化を因果関係判断の基準とするのが近時支配的である。本準備書面では、こうした「危険の現実化」基準も、相当因果関係説の「相当性」の説明の仕方の一類型と理解し、論を進める。

判例においては、本件ミラーサイト（同和地区. com）のように、行為者の行為の後に第三者の行為が介入し、それにより構成要件的結果が発生した場合においても、行為の危険性が結果に現実化したかが判断基準とされており、当初の行為によって、結果惹起によって決定的な原因が作り出された場合には、その後の経過が通常のものとはいえないとしても、行為の危険性が結果に現実化したとの判断が可能となる。

ア 最決平成 2 年 11 月 20 日刑集 44 卷 8 号 837 頁

被告人が第 1 現場で被害者に暴行を加え、脳出血を発生させて意識消失状態にして、第 2 現場（大阪南港の資材置場）に運び放置したところ、被害者は脳出血により死亡したが、生存中、何者かにより角材で頭部を殴打されており、これは死期を若干早める影響を与えるものであったという事例（大阪南港事件）において、「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ」としている（最決平成 2 年 11 月 20 日刑集 44 卷 8 号 837 頁）。ここでは、第 1 現場での被告人による暴行の重大な危険性が、事後的な第三者による故意行為の介入にもかかわらず、結果へと現実化したとの判断が行われているといえる。すなわち、第 1 現場での死因となる障害を形成した暴行の危険性は重大であり、第 2 現場で介入した故意行為は幾分か死期を早める影響を与えるものにすぎなかったことから、このような判断がなされることになる。

イ 最決平成 18 年 3 月 27 日刑集 60 卷 3 号 382 頁

被害者を自動車後部のトランクに押し込んで脱出不能にし、同車を発進走行させた後、路上で停車したところ、後方から自動車が追突して、トランク内の被害者が死亡した事案では、「被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる」とされている（最決平成 18 年 3 月 27 日刑集 60 卷 3 号 382 頁）。直接の死因は自動車追突による傷害であるとしても、追突事故は珍しいことではないから、トランク内という逃げ場のない場所に監禁する行為自体に危険性を認めることができ、その危険性の実現を肯定することができる。

ウ 最判平成 13 年 3 月 13 日 民集第 55 卷 2 号 328 頁等

民法分野では、交通事故被害者が搬送先病院での医療ミスで死亡した事例では、各不法行為者のいずれとの関係でも相当因果関係を認める裁判例が集積されている。

中でも、最判平成 13 年 3 月 13 日 民集第 55 卷 2 号 328 頁は、「本件交通事故における運転行為と本件医療事故における医療行為とは民法 719 条所定の共同不法行為に当たるから、各不法行為者は被害者の被った損害の全額について連帯して責任を負うべきものである。本件のようにそれぞれ独立して成立する複数の不法行為が順次競合した共同不法行為においても別異に解する理由はないから、被害者との関係においては、各不法行為者の結果発生に対する寄与の割合をもって被害者の被った損害の額を案分し、各不法行為者において責任を負うべき損害額を限定することは許されないと解するのが相当である。ただし、共同不法行為によって被害者の被った損害は、各不法行為者の行為のいずれとの関係でも相当因果関係に立つものとして、各不法行為者はその全額を負担すべきものであり、各不法行為者が賠償すべき損害額を案分、限定することは連帯関係を免除することとなり、共同不法行為者のいずれからも全額の損害賠償を受けられるとしている民法 719 条の明文に反し、これにより被害者保護を図る同条の趣旨を没却することとなり、損害の負担に

ついて公平の理念に反することとなるからである。」と判示している。

(2) 公害薬害事件・欠陥商品事故等における判断

公害薬害事件・欠陥商品事故等の訴訟においては、被害者救済の観点から、さまざまな角度から因果関係立証の緩和が図れてきた。

たとえば、製造物責任法施行以前の下級判決に見られるテレビ発火事件と称される判決(大阪地判平6・3・29判タ842-69)は、次のように、過失・因果関係判断を緩和させた。因果関係過失①「製品の性状が、社会通念上製品に要求される合理的安全性を欠き、不相当に危険と評価されれば、その製品には欠陥がある」という立場を採り、この意味での「欠陥」を、「そのような危険を生じさせた何らかの具体的な機械的、物理的、化学的原因(欠陥原因)」から区別した。この言い同しは、製造物責任法の下でも、「具体的な機械的、物理的、化学的原因」は欠陥の主張・立証責任の対象となる主要事実とは見ないとの見方につながった。また、この判決は、②「事故時の欠陥」から「引渡時の欠陥」を推認するという方法も認め、同じく製造物責任法における推定規定の立法化につながった。

本件においても、インターネットの特殊性等を考慮し、被害者救済の観点からこうした因果関係立証の緩和が取り入れられるべきである。

(3) 本件で相当因果関係が認められること

①インターネット上に「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」を容易に拡散可能なテキストデータ等の形式で掲載し、しかも同和地区 wiki という形式で誰もが編集可能な枠組みを提供した被告らの行為は、部落差別を助長させ、永続性・巡回性をもって部落差別を助長させる情報をインターネットで増殖させ続ける極めて危険性の高い実行行為だといえる。

②ミラーサイト(同和地区.com)の出現は、こうした実行行為自身が有する高度な危険性が現実化したものである。こうしたミラーサイト(同和地区.com)の出現や、別のウエ

ブサイト等への転載・拡散は現代社会においてまったく珍しい行為ではない。しかも、コンピュータやITに極めて高度な知識と技術を有する被告宮部において、ミラーサイト（同和地区.com）の出現等を予見することは可能かつ容易であったといえる。

そもそも、wiki形式（インターネットで誰でも閲覧編集可能）で被差別部落所在地情報をインターネット上で公開するという行為は、全国で被告らが初めて行ったものであり、この被告らの行為がなければ、ミラーサイト（同和地区.com）の出現はなかったといえる。

したがって、被告らが元サイト（同和地区.みんな）を開設し、「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」を公開してことと、ミラーサイト（同和地区.com）において元サイトと同じ情報ないしそれ以上の情報が公開され続けていることとの間に相当因果関係が認められる。

3 「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」のインターネット上での掲載行為に対する司法的制裁が必要不可欠であること

(1) 「人権教育・啓発白書」における記載の概要

「人権教育・啓発白書」（以下「白書」とも表記する）は、「同和問題をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応」と題する項目において、特に、インターネット上において「特定の地域を同和地区であると指摘する」等の行為を取り上げている（甲358・白書）。

「白書」としては網羅的な記述が求められており、一定の紙幅の限界があるなかで、多種多様な形態がある部落差別のうちから「インターネット上における同和地区の暴露」問題を取り上げたのは正当である。

理由は、インターネットを利用した部落差別が広範かつ深刻な人権侵害をもたらすためである。

(2) インターネットの特性と、インターネットを利用した人権侵害の特徴

インターネットは各種のコンピュータネットワークを利用した電子情報のやり取りの集

積であり、①情報発信の容易性、②情報発信者の匿名性、③情報の保存・転載の容易性（情報拡散の容易性）、といった特徴を有する。

そのため、インターネット登場以前における部落差別事件とは比較にならないほど深刻かつ広範囲な人権侵害が引き起こされる可能性があり、現実には発生している。

たとえば、「特定の地域を同和地区であると指摘」する例にしても、1975年以降発売の「部落地名総鑑事件」では、探偵社の経営者などが企業を秘密裏に訪問し、世間に知られぬように「部落地名総鑑」を売りさばくという形態で発生しており、実際に「特定の地域を同和地区である」と認識できた人間は限られた。

しかしながら、本件のようにインターネットを利用して差別情報のバラまきを行うケースでは、被告自らが「地名総鑑の原点」「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ」などと差別情報の拡散についてツイッター上で宣伝して事態を煽っている。同和地区とされる地域の情報を入手したいと考える者は、インターネットで検索を行えば当該情報にたどり着くことができ、電子化された情報をダウンロードして容易に同和地区とされる地域の場所を特定できるのである。

このため、差別を引き起こす情報が拡散するスピードは高く、「部落地名総鑑」事件の際と比較して格段の被害を生じている。

なお、被告は、本件に至って突然同和地区に関する情報をインターネット上でバラまき始めたわけではなく、例えば、「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」と題してインターネット上の地図に同和地区の所在を落とし込んだ情報を公開するなど、繰り返し、インターネットを利用して差別に利用される情報をバラまくことに固執し、深刻な被害を生じさせてきた人物である。

(3) インターネットを利用した差別情報のバラまきが看過できない事態となっており、

新たな部落差別に対応した新規立法がなされていること

平成28年12月9日、部落差別解消推進法が国会において可決成立したが、同法はそ

の第1条(目的)において、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と規定している。

法案の審議においても、「人権問題、差別についても、インターネットの影響などで差別の形態が変化してきているのではないかと思います。私も提出者の一人ですが、部落差別の解消の推進に関する法律案を目下御審議いただいておりますけれども、部落差別についても、インターネットを使ってさまざまな誹謗中傷がなされており、また、部落地名総鑑なるものを発刊、そしてネット上で販売しようとしている動きもあるようでございます」(平成28年10月19日、衆議院法務委員会)であるとか、「法案の第1条の目的のところにもありますけれども、インターネットをはじめとする情報化の進展に伴って、半永久的に情報の閲覧が可能となる形で部落差別に関する情報が拡散しているなどの状況の変化があるということもまた厳然たる事実でございます」(平成28年12月8日 参議院法務委員会)などの発言がなされているとおり、被告の行為を含め、インターネットで差別情報をバラまく行為が深刻な被害を発生させており、新規立法をもって同和問題(部落差別問題)の解消を図らなければならない旨の立法事実が存在していることが示されている。

なお、同法案審議においては、本事件において裁判所が示したのと同様に、法務省(人権擁護局)が把握する同和問題に関する人権侵犯事件の件数が前提事実として検討されている。その内容は、同和問題に関する人権侵犯事案の全体件数について、平成25年に80件、平成26年に107件、平成27年度で113件(処理件数であるので、裁判所が今回示した資料における開始件数とは件数が異なる)とした上で、インターネット上の情報につき法務省が削除依頼をした件数を特に取り上げている。削除要請の件数は平成25年に5件、平成26年で10件、平成27年で30件と急速に増加中であり、同法案がこのような事情の変化に応じて、改めて部落差別の解消につき必要な措置を定めていることが明らかである。この件数の検討の際には、

「かつての同和地区の地名、世帯数、人口などが記載された全国部落調査復刻版なるものがインターネット上で出てきている、こういう事案もあるというふうに承知をして

おります」

として言及されており（平成28年12月8日 参議院法務委員会）、本件における被告の行為に関し、立法者が現に進行する深刻な人権侵害事案として把握していることも明らかとなっている。

さらに、同国会における「法務省では、インターネットを悪用した人権問題につきまして、平成14年度から人権週間における啓発強調事項、すなわち特に強調して啓発すべき人権課題の1つとしておりまして、特に、近年はインターネットの普及、携帯電話やスマートフォンの利用者の増大に伴い、インターネットを悪用した人権問題が深刻化している状況を踏まえ」との政府委員答弁（平成28年11月22日 参議院法務委員会）からも明らかなおとおり、法務省として、インターネットを悪用した人権問題について、特段の取り組みが必要であると認識していることが明らかである。

このように、部落差別の中でもインターネットを利用した人権侵害事案については特段の対策が必要なことは明らかであり、裁判所が示した「白書」において、特に「インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘」する例を取り上げていることは正当である。

（4）法務省による対応では、今回のようなケースに対しては限界があること

上記のとおり、法務省（行政当局）としてもインターネットを利用した部落差別問題の深刻化を適切に把握し、対策を講じていることは認められるものの、その対策は相手方が任意に協力しないと実効性がないという問題がある。

本件における被告の各行為が発覚した後、原告らは被告に対して自主的に出版等を取りやめることを求めるとともに、法務省へ被告の行為を報告し、法務省において被告に対処することを求めた。

しかし、被告の対応は全くゼロであった。

「同和地区 wiki」の閉鎖を求められた被告は「仮にここで約束をしたとしても必ず破る」

と嘯いてこれを拒絶し（甲11号証）、「同和地区 wiki」における被告の行為を「人権擁護上到底看過することができない」として「直ちに前記各行為を中止した上、今後、同様の行為を行うことのないよう」求める法務省の説示に対しては「単に文書を読んで渡す、それだけの意味しかない」（甲26号証）などと開き直り、インターネット上における差別情報のバラまきを続行した。

裁判所の仮処分によりホームページからの情報の仮の削除が発令されてようやく、被告は情報発信を止めたのである。

しかしながら、被告は「あとは、各自保存したデータで自由にやってくださいませ。仮処分の効力は私に対してだけです」「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ」などとツイッター上で発言し、全国部落調査の印刷用データをダウンロードすることを推奨して裁判所の出版禁止仮処分命令の脱法化を図るなど、何とかして差別情報を拡散し、金儲けをしたいという願望を吐露して恥じない。

現状は、裁判所による仮処分の発令がかりうじて、元サイト（同和地区 みんな）に関する被告の行為を掣肘する効果を果たしている状態であり、法務省による行政指導等には限界があり、司法権が人権擁護の役割を適切に果たすことが求められることが如実に明らかとなっている。

（5）ミラーサイト（同和地区.com）等による情報拡散結果に対する司法的制裁が必要不可欠であること

ミラーサイト（同和地区.com）は、被告宮部が「同和地区 wiki」本体を閲覧できない状態にした後でも閲覧可能であり、現時点においても住所等が正確になる、私的団体の役職が追記される等記載内容が更新されていっている（甲170、甲176、甲296等）。提訴時点の「同和地区 wiki」の部落解放同盟関係人物一覧には住所の記載がなかったり過去の住所の記載がされたりしていた原告であっても、ミラーサイト（同和地区.com）の「部落解放同盟関係人物一覧」では住所が追加されたり住所が現在のものに更新されたりして

いる（甲176等）。つまり、「同和地区wiki」の「部落解放同盟関係人物一覧」によって知ることができない原告の住所であっても、ミラーサイト「同和地区.com」の「部落解放同盟関係人物一覧」によって、容易に知ることができる。このように、ミラーサイト（同和地区.com）により、原告らの権利侵害は再生産され、拡大していつているのである。

阿久澤麻理子意見書（甲127）も、「宮部らが、インターネット空間に流し込んだ『部落の地名』リスト（『全国部落調査』の画像データや、その内容をテキスト化し、現在の部落の所在地と照合して更新したダイレクトリー等）も、その後次々とコピーされて拡散し、これらのサイトには今なお、誰もがネット検索から簡単に行きついてしまう状況がある。差別を助長・誘発する情報が、巡回性や永続性を持ってネット空間で増殖し続ける状況を作り出したことは極めて悪質である。また、情報の発信にWikiというソーシャルメディアを使い、『部落の地名』リストを精緻化させるような書き込みを誰でもが行える状況をあえてつくり、匿名での編集を呼びかけたことは、差別行為への加担をおおる行為である。」と指摘している。また、阿久澤意見書（甲127）は、Gagliardone 他(2015)を引用し、「インターネット上の有害コンテンツの問題点として、元のサイトが削除されても、それ以前にミラー（コピー）サイトが作成され、それが増殖してネット上を漂流し続けること（「永続性」）、特定のサイトやコンテンツが削除されても、規則の緩いサイト運営会社や他国へデータが移行されるなど、同じことが何度でも繰り返されること（「巡回性」）」も指摘している。

したがって、ミラーサイト（同和地区.com）による「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」の増殖・拡散結果についても、因果の流れの起点となる元サイト（同和地区.みんな）における被告ら実行行為の結果であることを前提として、損害賠償等の司法的制裁を課さなければ、実効的な差別防止や原告ら被害者救済ができないといえる。

（6）小括

したがって、ミラーサイト（同和地区.com）による「全国部落調査」や「部落解放同盟関

係人物一覧」の拡散結果についても、被告らに対して損害賠償等の司法的制裁が必要不可欠である。

以上